

記載例

第二十号の様式

従業者数は、必ず記入してください。

※ 処理事項 発信年月日 通信日付印 確認 整理番号 事務所 管理番号 申告区分		令和 6 年 11 月 27 日 法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4 申告年月日 年 月 日	
受付印 所在地 青森県弘前市大字上白銀町1-1 (電話 0172-35-1117) (ふりがな) ひろさきせいみつきかいこうぎょうかぶしがいいしゃ 法人名 弘前精密機械工業株式会社 (ふりがな) ひろさき じろう 代表者名 弘前 次郎 (ふりがな) あおもり はなこ 経理責任者名 青森 花子		事業種目 精密機械製造業 前期末現在の資本金の額 又は出資金の額 (北 十億 百万 千 円) 9 5 0 0 0 0 0 前期末現在の資本金の額及 び資本準備金の額の合算額 1 0 0 0 0 0 0 0 前期末現在の 資本金等の額 1 0 0 0 0 0 0 0	
令和 06 年 04 月 01 日から 令和 07 年 03 月 31 日までの 事業年度分の市町村民税の予定申告書			
摘要 前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額 (⑩の金額)		税 額 ① 十億 百万 千 円 4 7 6 0 0	
予定申告税額 (① × $\frac{6}{\text{前事業年度又は前連結事業年度の月数}}$)		② 十億 百万 千 円 2 3 8 0 0	
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額		③ 十億 百万 千 円 0 0 0 0 0	
この申告により納付すべき法人税割額 ②-③		④ 十億 百万 千 円 2 3 8 0 0	
均等割額 算定期間中において事務所等を有していた月数 120,000 円 × ⑤ ÷ 12	⑤ 6 月	⑥ 十億 百万 千 円 6 0 0 0 0	
この申告により納付すべき市町村民税額 ④+⑥		⑦ 十億 百万 千 円 8 3 8 0 0	
当該市町村内に所在する事務所、事業所又は寮等 名 称 事務所、事業所又は寮等の所在地		当該市町村分の均等割の税率適用区分に用いる従業者数 人	
合 計		⑧ 51	
前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細 (特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等) 課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額 ⑨ 十億 百万 千 円 7 8 8 0 0 0		この申告の期間 令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 6 年 9 月 30 日 まで 前事業年度又は前連結事業年度の期間 令和 5 年 4 月 1 日 から 令和 6 年 3 月 31 日 まで 通算親法人の事業年度の期間 年 月 日 から 年 月 日 まで 法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額 十億 百万 千 円	
法人税割額 ⑩ 十億 百万 千 円 4 7 6 7 4	指定場 合の 都市 に 申 告 す る 計 算		
市町村民税の特定寄附金税額控除額 ⑪ 十億 百万 千 円 0 0 0 0 0	区名 月数 従業者数 均等割額	0 0 0 0 0	
税額控除超過額相当額の加算額 ⑫ 十億 百万 千 円 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0		
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額 ⑬ 十億 百万 千 円 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0		
外国の法人税等の額の控除額 ⑭ 十億 百万 千 円 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0		
仮装経理に基づく法人税割額の控除額 ⑮ 十億 百万 千 円 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0		
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額 ⑯ 十億 百万 千 円 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0		
納付すべき法人税割額 ⑩-⑪+⑫-⑬-⑭-⑮-⑯ ⑰ 十億 百万 千 円 4 7 6 0 0	0 0 0 0 0		
⑰のうち特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等に係る法人税割額 ⑱ 十億 百万 千 円 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0		
差引法人税割額 ⑰-⑱ ⑲ 十億 百万 千 円 4 7 6 0 0	0 0 0 0 0		
関与税理士署名	(電話)		

法人市民税予定申告書(第20号の3様式)記載要領

1. この申告書は、前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額を基礎にして中間申告をする場合に使用するものです。
2. この申告書は、この事業年度開始の日から6月の間において事務所又は事業所(以下「事務所等」といいます。)を有していた所在地の市町村長に1通提出してください。
3. 「法人番号」の欄には、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいいます。)を記載してください。
4. 金額の単位区分(けた)のある欄の記載に際しては、単位区分に従って正確に金額を記載してください。
5. 「所在地」の欄は、本店の所在地を記載してください。なお、2以上の市町村に事務所等を有する法人が、当該市町村内に支店等のみを有する場合にあっては、主たる支店等の所在地も併記してください。
6. 「前期末現在の資本金の額又は出資金の額」の欄の上段カッコ内には、当該事業年度又は当該連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日現在の資本金の額又は出資金の額を記載します。
* 通算子法人は、当該事業年度の開始の日の属する当該法人に係る通算親法人の事業年度開始の日から6月を経過した日の前日現在の資本金の額又は出資金の額をカッコ内に記載します。
7. 「予定申告税額(①×6÷前事業年度又は前連結事業年度の月数) ②」の月数は、「前事業年度又は前連結事業年度の期間」を基に算出します。この場合において、1月に満たない端数があるときは、これを1月とします。
* 通算子法人で、当該事業年度開始の日から地方税法第321条の8第1項又は第2項に規定する6月経過日の前日までの期間の月数(暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。)が6以外である場合には、分子の「6」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載します。
なお、「予定申告税額②」及び「この申告により納付すべき法人税割額④」の欄の金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。
8. 「算定期間中において事務所等を有していた月数⑤」の欄の月数は暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨ててください。
なお、算定期間中に事務所等又は寮等の新設又は廃止があった場合は、その月数には新設又は廃止の日を含みます。(ご注意)「月数」の端数処理の方法が、上記7と異なりますので、ご留意願います。
9. 「円×⑤÷12 ⑥」の金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨ててください。
10. 「当該市町村分の均等割の税率適用区分に用いる従業者数⑧」の欄は、当該事業年度又は当該連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日現在における事務所等又は寮等の従業者の数を記載します。
なお、新設又は廃止された事務所等にあっても、その算定期間の末日現在における従業者の数を記載します。
* 通算子法人は、当該事業年度の開始の日の属する当該法人に係る通算親法人の事業年度開始の日から6月を経過した日の前日現在の従業者の数を記載します。
11. 「前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細」(⑨から⑰までの欄)は、それぞれの欄に対応する前事業年度又は前連結事業年度の確定申告書に記載すべき金額で当該事業年度又は当該連結事業年度開始の日以後6月を経過した日の前日までに確定したものを記載します。
なお、⑱の欄は、⑨の欄のカッコ内の金額に前事業年度又は前連結事業年度の法人税割の税率を乗じて得た金額を記載します。(2以上の市町村に事務所等を有する法人の⑱の欄は、⑱の欄の金額に⑨の欄のカッコ外の金額に対する同欄のカッコ内の金額の割合を乗じて得た金額を記載します。)
12. 「この申告の期間」は、当該事業年度開始の日から6月の期間になります。
13. 「通算親法人の事業年度の期間」の欄には、通算子法人が当該事業年度開始の日の属する当該法人に係る通算親法人の事業年度の期間を記載してください。